

令和 7 年度 環境調査・検査業務技術認定の実施について

環境調査・検査業務技術認定（以下「技術認定」といいます。）については、環境調査・検査業務等の適正な履行を確保するため、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所環境調査・検査業務技術認定制度要綱（以下「要綱」といいます。）に基づき実施するものです。

大阪府等が発注する令和 8 年度の環境調査・検査業務の入札に際しては、令和 7 年度の技術認定を取得することが要件とされる場合があります。

申請に当たっては、技術認定制度のホームページを参照して、その内容を十分御確認ください。

なお、今年度は区分 4 については、実施いたしません。

1 対象者

令和 7・8・9 年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中「計量証明事業に係る調査・検査（種目コード130）」に登録された入札参加資格者又は登録する意思を表明した者のうち、技術認定の申請があった者とします。

※大阪府が発注する令和 8 年度業務の入札に参加するには、令和 7・8・9 年度入札参加資格者名簿に登録されている必要があります。

入札参加資格審査申請は、大阪府総務部契約局において受付けされる予定です。

大阪府電子調達（電子入札）システム

https://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-nyuusatsu/index.html

2 申請方法等

- (1) 申請様式 技術認定制度ホームページ上の申請様式をダウンロードし、必要事項を記載し提出してください。

なお、令和 7 年度に大阪府が発注した主な環境調査・検査業務と、入札の参加に必要とされた技術認定の区分は表 1 のとおりです。このうち自社で認定を希望する区分について申請してください。

- (2) 申請方法 電子メール、郵送又は持参

- (3) 申請期間 令和 7 年 7 月 14 日（月）から 7 月 29 日（火）午後 5 時（必着）まで。
持参する場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前 10 時から午後 5 時まで。

- (4) 試料容器の提出

技術認定用の試料を配付するための試料容器（区分ごとに指定した容器（表 2 参照）を、以下のとおり申請期間内に提出先へ送付又は

持参してください。

- ・ 試料容器は洗浄済みで、フタからの漏れがないものを御用意ください。
- ・ 試料容器には、申請者名、技術認定の区分を明記したラベルを貼り付けてください。記入の際には、濃い鉛筆（B以上）を使用してください。

（ラベル記入例）

〇〇〇〇分析株式会社（令和7年度・技術認定） 2. 水質（窒素化合物）、3. 水質（りん化合物）

- ・ 試料容器を送付する場合は、出来るだけ小さなダンボール箱に入れて送付してください。クーラーボックス等のケース箱に入れての送付は御遠慮ください。

（5） 提出先

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所

環境研究部 環境調査グループ

〒583-0862 羽曳野市尺度442

（地図（11 当所へのアクセス）参照）

E-Mail:research@knsk-osaka.jp

（@は半角文字の@に差し替えてください。）

TEL:072-979-7069

表1 令和7年度に大阪府が発注した主な環境調査・検査業務と
入札の参加に必要とされた技術認定の区分

主な環境調査・検査業務	技術認定の区分
水質汚濁防止法に基づく工場排水等の分析業務	以下のすべての区分 「1 水質（金属類）」 「2 水質（窒素化合物）」 「3 水質（りん化合物）」 「5 水質（その他）」
廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づく廃棄物等の分析業務	
水質汚濁防止法第15条第1項に基づく地下水の水質の常時監視業務	

表 2 分析項目及び配付試料

技術認定の区分	分析項目	容器（容量、数量）	備考
1.水質 （金属類）	ひ素 亜鉛	ポリエチレン 又はポリプロピレン製瓶（注1） （500mL、1本）	硝酸でpH1以下に 固定済
2.水質 （窒素化合物）	アンモニア性窒素 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 全窒素	ポリエチレン 又はポリプロピレン製瓶（注1） （1L、1本）	技術認定の区分2 と3を合わせて1 L、1本となります。
3.水質 （りん化合物）	りん酸性りん 全りん		
5.水質 （その他）	化学的酸素要求量（COD _{Mn} ）	ポリエチレン 又はポリプロピレン製瓶（注1） （500mL、1本）	

（注1）JIS K 0094 3 に定められているもの。ポリカーボネート製瓶可。

3 技術認定用試料の配付

下記のとおり、技術認定用試料の配付を行いますので、技術認定を申請された方は必ず取りに来てください。その際、申請書のコピー等、申請者であることを証明できるものを持参してください。

- (1) 場 所 地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所
南棟3階 大会議室
（「2 申請方法等 （5）提出先」に同じ）

- (2) 日 時 令和7年8月19日（火）

会社名※が「あ、か行」で始まるもの 10:00～10:45

会社名※が「さ行以降」で始まるもの 11:00～11:45

※会社名は「株式会社」、「一般財団法人」等は除く。

- ・時間を区切って試料配布を行います。上記の指定時間に来所いただきますようお願いいたします。
- ・試料を冷却し運搬できるもの（小型クーラーボックス・保冷剤等）及び筆記用具を持参してください。

- (3) 分析項目 各技術認定の区分における分析項目及び配付試料は表2のとおりです。試料は、申請時に提出された申請者の容器に充填し配付します。

4 分析

表3に定める試験方法により配付した試料の分析を行ってください。

各項目とも **3回並行測定**（前処理から定量操作まで、全ての過程を並行して操作すること）を行ってください。

表3 試験方法

技術認定の区分	分析項目	試験方法	報告下限値
1.水質 (金属類)	ひ素	・ JIS K 0102-3 20.3 ・ JIS K 0102-3 20.4 ・ JIS K 0102-3 20.5	0.005 mg/L
	亜鉛	・ JIS K 0102-3 12.2 ・ JIS K 0102-3 12.3 ・ JIS K 0102-3 12.4 ・ JIS K 0102-3 12.5	0.001 mg/L
2.水質 (窒素化合物)	アンモニア性窒素	・ JIS K 0102-2 13.2.2又は13.2.4及び13.4 ・ JIS K 0102-2 13.2.2又は13.2.4及び13.6 ・ JIS K 0102-2 13.7	0.04 mg/L
	硝酸性窒素 及び 亜硝酸性窒素	・ JIS K 0102-2 15.3 ・ JIS K 0102-2 15.4 ・ JIS K 0102-2 15.6 ・ JIS K 0102-2 15.7 ・ JIS K 0102-2 14.4及び15.8	0.08 mg/L
	全窒素	・ JIS K 0102-2 17.3 ・ JIS K 0102-2 17.4 ・ JIS K 0102-2 17.5 (JIS K 0102-2 17.5.3.2を除く)	0.05 mg/L
3.水質 (りん化合物)	りん酸性りん	・ JIS K 0102-2 18.2.1 ・ JIS K 0102-2 18.2.2 ・ JIS K 0102-2 18.2.3	0.003 mg/L
	全りん	・ JIS K 0102-2 18.4.1及び18.4.4 (JIS K 0102-2 18.4.1.4のb)を除く) ・ JIS K 0102-2 18.4.6	0.003 mg/L
5.水質 (その他)	化学的酸素要求量 (COD _{Mn})	・ JIS K 0102-1 17.2	0.5 mg/L

5 報告様式の記入

- (1) 技術認定制度ホームページより報告様式(エクセルファイル)をダウンロードし、記入例に従い分析結果を記入してください。
※報告様式を変更しています。必ず今年度の報告様式を使用してください。
- (2) 「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」については、JIS K 0102-2 14.4及び15.8などを採用し、硝酸性窒素と亜硝酸性窒素を別々に測定した場合は「2 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(2)」のシートを、その他の分析方法を採用した場合は「2 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(1)」を使用してください。
- (3) 並行測定 of 定量結果が、環境省等の報告下限値未満となった場合も、その数値を記載してください。
- (4) 報告値は並行測定 of 各定量結果を平均し、3桁目を四捨五入して、有効数字2桁としてください。
ただし、報告下限値の有効数字1桁目の位までとしてください。

6 分析結果報告書等の提出

- (1) 提出書類(すべて紙で提出してください。アについては電子ファイルも別途提出してください。)
 - ア 分析結果の報告様式(分析項目毎)
※報告様式ファイル(Excel)中のシートの削除・追加等を行わないこと
 - イ 分析フロー又は標準作業手順書(SOP)
(分析項目毎、前処理方法・測定条件・試料量なども記載)
 - ウ 検量線図(分析項目毎、COD_{Mn}は不要)
 - エ 標準液・試料・ブランクの測定チャートの写し
(分析項目毎、分析機器に付属したデータ処理装置から印字されたもの、
印字できない場合は画面を写真撮影して添付すること、単位も記載、
COD_{Mn}は不要)
 - オ 技術認定結果通知用封筒(1枚)
(定型封筒(A4用紙が3つ折りに入るもの)に送付先を明記し、**切手320円分**
(普通郵便料金110円+特定記録料金210円)を貼り付けてください。)
- (2) 提出方法 郵送又は持参
(1) アの電子ファイルは別途メールにて送付してください。
- (3) 提出先 「2 申請方法等 (5) 提出先」に同じ
- (4) 提出期限 令和7年9月3日(水)の午後5時(必着)まで
持参する場合の受付は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前10時から午後5時まで。

7 技術認定の審査

報告された分析結果について、「日本産業規格Q17043 適合性評価－技能試験に対する一般要求事項」に準拠し、技術認定の区分ごとに定める全ての分析項目が適正と認められるとき、その区分について適格と認定します。

分析結果が適正であっても、必要書類が提出されないなどの不備がある場合には不適格と判定する場合があります。

不正行為がある場合は、不適格と判定します。

適格と認定した場合は、発行日から1年間有効な認定証を発行します。

8 認定結果の公表及び認定証の発送

認定に関する結果及び認定証は、令和7年12月下旬頃に申請者に対し郵便で発送します。

また、認定事業者は当研究所ホームページで公表します。

9 留意事項

- ・ 試料の分析、提出書類の作成等に要する費用は申請者の負担です。
- ・ 試料容器が試料充填中に破損した場合は、協議の上、研究所が用意する同等品に試料を充填し配付することがあります。
- ・ 当研究所から提出を求めた場合を除き、報告書等の変更及び修正はできませんので、報告書等の記入に当たっては十分注意してください。
- ・ 提出された報告書等は返却できません。
- ・ 技術認定の区分ごとに定める分析項目の全てにおいて、その分析結果を適格と認定したとき、その区分の認定証を発行します。
- ・ 提出に際して、「分析結果報告書等の作成・分析結果の提出時の注意事項」の注意事項、確認事項をチェックのうえ、提出してください。

10 問い合わせ先

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所
環境研究部 環境調査グループ （担当：上田、森）

〒583-0862 羽曳野市尺度442

TEL:072-979-7069

E-Mail: research@knsk-osaka.jp

(@は半角文字の@に差し替えてください。)

技術認定制度ホームページ

<https://www.knsk-osaka.jp/kankyo/shien/nintei/>

11 当所へのアクセス

大阪府立環境農林水産総合研究所

〒583-0862 羽曳野市尺度442

電車・バス：近鉄南大阪線「藤井寺」から
近鉄バスで「羽曳が丘8丁目」下車、500m
近鉄南大阪線「古市」からタクシーで12分
車：南阪奈道路「羽曳野」出口すぐ

